

令和5年6月15日
海事局船員政策課

D N V A S を海上労働検査の登録検査機関として登録しました

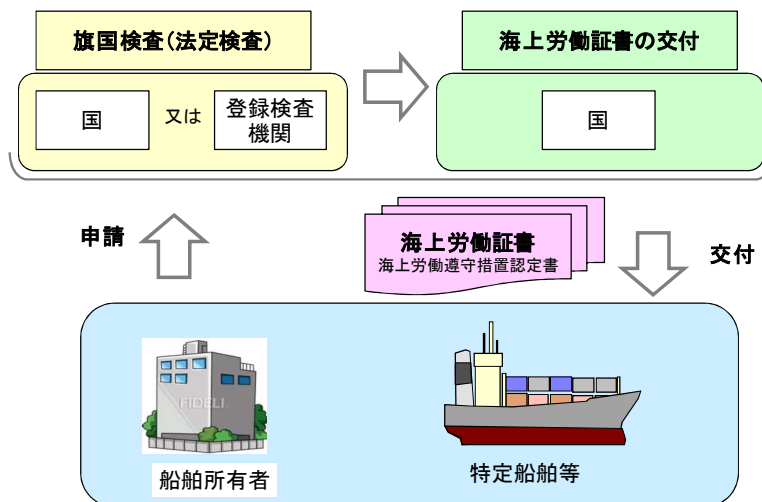
国土交通省は、6月15日付けで、D N V A S^{*}を海上労働検査の登録検査機関として登録しました。

これにより、海上労働検査は、国、一般財団法人日本海事協会、A B S及びD N V A Sの4つの機関で受検できることとなり、船舶所有者の利便性の向上が期待されます。

^{*}ノルウェーに本社を置く船級協会。日本国内では神戸及び横浜に事務所を設置。

- 海上労働検査は、我が国が2013年8月に批准した「2006年の海上の労働に関する条約（海上労働条約）」を受け、船員法（昭和22年法律第100号）に基づいて行われる検査です。
- 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶（漁船及び非商業船を除く）は、船員の労働条件等が海上労働条約の要件を満たしていることについて、国又は登録検査機関による検査を受けなければならないこととされています。
- D N V A Sは、一般財団法人日本海事協会及びA B Sに続き、我が国における海上労働検査の登録検査機関の第3号となります。

【海上労働検査制度の概要】



【問い合わせ先】

海事局船員政策課 岩下、平山

（代表）03-5253-8111（内線 45-145、45-116）

（直通）03-5253-8652